「第9次水質総量削減の在り方について (総量削減専門委員会報告)」 の概要

1. 総 論:指定水域における水環境の現状及び今後の方向性

- これまで8次にわたる水質総量削減の取組等により、水質は、全体としては一定程度 改善。窒素・りんの環境基準は高い達成率。
- ただし、湾奥部など、水質汚濁が課題となっている海域が依然として存在。 また、近年、海域によっては栄養塩類の不足による水産資源への悪影響の指摘あり。
- 〇 一方、陸域汚濁負荷量削減を進めても、COD 環境基準達成率では変化が見えにくい状況。また、底層 DO が平成 28 年に新たな環境基準として設定されたが、類型指定は検討中であり未指定の状況。



- 〇 海域ごとの状況に応じ、生物多様性・生物生産性の確保の観点も踏まえ、総合的な水 環境改善対策の推進への転換が必要。
 - (瀬戸内海では、特定の海域ごとの水質管理の仕組みの導入を検討中)
- 陸域負荷削減の更なる強化は必要最低限に止め、今後、海域ごとの状況に応じたより きめ細やかな水環境管理への移行が必要。
- 1. 指定水域全体の水質改善を目的とする窒素・りんの負荷削減は、現状の対策を維持。 (局所的な水質対策として有効な場合の窒素・りんの除去はあり得る)
- 2. COD の負荷削減に当たっては、生活排水対策に力点を置いて実施。
- 3. 瀬戸内海は、地域における海域利用の実情を踏まえ、必要に応じ、順応的かつ機動的な栄養塩類の管理等、特定の海域ごとのきめ細やかな水質管理を行うことが妥当。
 - (環境基準の範囲内で、かつ、一定のルールの上で、栄養塩類を増加させることもあり得る)
- 4. 湾奥部等の局所的な水質改善は、流況改善や藻場・干潟の再生・創出といった、負荷 削減以外の手法も用いて総合的に実施。

2. 個々の水域における在り方のポイント

〇 東京湾

- 窒素・りんの環境基準達成率は向上したが、CODの濃度レベルは横ばい。
- 大規模な貧酸素水塊も発生し、底層環境には明確な改善傾向なし。
- 栄養塩類の不足が指摘されている海域あり。
- ⇒ 窒素・りんについては、現状の取組を維持。生活排水対策に力点を置いた、CODの 更なる負荷削減を実施。

〇 伊勢湾

- 窒素・りんの環境基準達成率は向上したが、CODの濃度レベルは横ばい。
- 大規模な貧酸素水塊も発生し経年的に発生規模が拡大。底層環境には明確な改善傾向なし。
- 栄養塩類の不足が指摘されている海域あり。
- ⇒ 窒素・りんについては、現状の取組を維持しつつ、貧酸素水塊等の問題に対する局 所的な対策を実施。生活排水対策に力点を置いた、CODの更なる負荷削減を実施。

〇 大阪湾

- 窒素・りんの環境基準 100%達成の状況が継続、COD の濃度レベルはやや低下傾向。
- 湾奥部において大規模な貧酸素水塊が発生している一方で、底質や底生生物の生息 状況が改善するなど、底層環境に改善傾向。
- 栄養塩類の不足が指摘されている海域あり。
- ⇒ 湾奥部への栄養塩類の偏在が特に顕著であり、個々の水域ごとの対策が必要。湾全体の水質改善を目的とした対策については、COD・窒素・りんとも、現状の取組を維持。

〇 瀬戸内海 (大阪湾を除く)

- 第6次より、各項目ともその時点のレベルの汚濁負荷削減対策を継続。窒素・りんの環境基準は、ほぼ達成された状況を維持。
- COD の濃度レベルも他の指定水域に比較して低い状態。
- 栄養塩類の不足が指摘されている海域あり。
- ⇒ 指定水域全体の水質改善を目的とした対策については、COD・窒素・りんとも、現状 の取組を維持。

3. 第9次水質総量削減の実施に併せ、次の5カ年で取り組むべき主な課題

- 総合的な水環境改善対策の検討
 - ▶ 指定水域全体の総量削減から、海域の状況に応じた水環境管理へのシフトチェンジに向けた検討。

(将来的な指定水域・指定地域の見直し、総量削減制度の枠組み見直しも視野に入れ、予測の精度を高めた検証により、湾奥部等の局所対策の推進に向けた考え方、面源負荷の状況変化を踏まえた対応等)

- ▶ 底層 DO の類型指定を通じた底層の改善対策の推進。底層 DO と既存の環境基準を 併せて活用した的確かつ効果的な水域の評価に係る検討。
- 更なる調査研究の推進
 - ▶ よりきめ細かな海域の状況に応じた水環境管理の視点を含め、各種調査・研究を 推進。

(気候変動の影響の把握、生態系全体に至る水環境の動態解析、底質との相互作用等を含めた調査及びそのための測定技術の向上、面源負荷量等の把握方法・汚濁負荷の効率的に削減する技術の検討・調査、水質予測技術の向上等)